

議案第 4 9 号

大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、大分県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので提出する。

大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大分県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年２月１日指令地行第２２０
２号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。